

湯河原町予算決算会計規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(8) (略)</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第42条 納入義務者は、納入通知書、納税通知書、返納通知書又は納付書（以下「納入通知書等」という。）に現金又は証券を添えて会計管理者等、指定金融機関等又は歳入の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた私人に納付しなければならない。</p> <p>(収納後の手続)</p> <p>第53条 会計管理者等が指定金融機関から証拠書類の提出を受けたときは、<u>歳入科目ごとに区分した収入伝票を作成し、これにより収支日計総括表を整理したのち、速やかに歳入徴収権者に送付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第58条 歳入徴収権者は、次に掲げる規定に基づき、<u>歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、当該委託をしようとする歳入相手方の住所及び氏</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。</u></p> <p>(納付の方法)</p> <p>第42条 納入義務者は、納入通知書、納税通知書、返納通知書又は納付書（以下「納入通知書等」という。）に現金又は証券を添えて会計管理者等、指定金融機関等又は<u>指定公金事務取扱者</u>に納付しなければならない。</p> <p>(収納後の手続)</p> <p>第53条 会計管理者等が指定金融機関から証拠書類の提出を受けたときは、<u>収支日計総括表を整理したのち、速やかに歳入徴収権者に送付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第58条 歳入徴収権者は、<u>指定公金事務取扱者</u>に対し委託しようとするときは、当該委託をしようとする<u>公金、相手方の住所及び氏名並びに当該委託を必要とする理</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>納した歳入を第46条の<u>手続に準じて指定金融機関等に払い込むとともに会計管理者に通知しなければならない。ただし、契約で特に定めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>収入事務受託者</u>は、町長が特に認めた場合を除き、当該委託に係る事務を執行しようとするときは、身分を示す証票（様式第57号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p><u>（収入事務の委託基準）</u></p> <p><u>第58条の2 前条第1項第2号から第6号までの規定に基づき、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、次に掲げる基準を満たしている者に委託しなければならない。</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p> </p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(指定納付受託者の告示)</p> <p><u>第58条の3 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(口座振替の方法による支払)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者等は、指定金融機関又は指定代理金融機関から口座</p>	<p><u>項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を添えて指定金融機関等に払い込むとともに会計管理者に通知しなければならない。ただし、契約で特に定めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定公金事務取扱者</u>は、町長が特に認めた場合を除き、当該委託に係る事務を執行しようとするときは、身分を示す証票（様式第57号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(指定納付受託者の告示)</p> <p><u>第58条の2 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(口座振替の方法による支払)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者等は、指定金融機関又は指定代理金融機関から口座</p>	<p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考										
<p>振替済通知書により債権者の預金口座に振り替えた旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を口座振替通知書（様式第66号）により当該債権者に通知しなければならない。</p> <p>（支出事務の委託）</p> <p>第97条 第58条第2項の規定は、<u>政令第165条の3第1項</u>の規定に基づき、私人に支出の事務を委託しようとする場合に準用する。この場合において、同条同項中「歳入徴収権者」とあるのは「支出命令者」と読み替えるものとする。</p> <p>様式第57号</p> <div data-bbox="236 1249 743 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">様式第57号（第58条関係）</p> <p style="text-align: center;">身分を示す証票 表面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第 号</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">収入事務受託者証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> </div>	第 号	収入事務受託者証	(略)	(略)	(略)	<p>振替済通知書により債権者の預金口座に振り替えた旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を口座振替通知書（様式第66号）により当該債権者に通知しなければならない。<u>ただし、債権者が当該支払の内容を自ら確認することができる</u>とき、又は会計管理者等が通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（支出事務の委託）</p> <p>第97条 第58条第2項の規定は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定に基づき、私人に公金の支出に関する事務を委託しようとする場合に準用する。この場合において、同条同項中「歳入徴収権者」とあるのは「支出命令者」と読み替えるものとする。</p> <p>様式第57号</p> <div data-bbox="815 1249 1323 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">様式第57号（第58条関係）</p> <p style="text-align: center;">身分を示す証票 表面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第 号</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">指定公金事務取扱者証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	第 号	指定公金事務取扱者証	(略)	(略)	(略)	
第 号	収入事務受託者証											
(略)	(略)											
(略)												
第 号	指定公金事務取扱者証											
(略)	(略)											
(略)												

現 行	改 正 後	備 考
	<p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の湯河原町予算決算会計規則の規定にかかわらず、令和7年度の出納整理期間中における当該年度分の収入及び支出については、なお従前の例による。</p>	